

別記7

事業認定申請書添付図書等作成要領

(総 則)

第1条 事業認定申請書添付図書等（以下「添付図書等」という。）の作成については、この要領の定めるところによるものとする。

(概況ヒアリング)

第2条 受注者は、添付図書等の作成に当たっては、発注者と概況ヒアリングを行うものとする。

(現地踏査)

第3条 受注者は、発注者より貸与された資料に基づき、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第17条第1項第2号に規定する起業地の現地踏査を行い、土地の状況及び土地に定着する物件の概要を把握するものとする。

(業務予定)

第4条 受注者は、前条に規定する現地踏査を行った後、速やかに業務予定について監督員と協議するものとする。

(法第4条に規定する土地等の調査)

第5条 受注者は、次の各号に掲げる場合には、関係官公署、事業所等において管理台帳等に基づき、当該各号に掲げる事項を調査するものとする。

- 一 起業地内に法第4条に規定する土地等がある場合、当該土地等（以下「法4条地等」という。）の所在地、名称、構造、規格、規模。
- 二 起業地内にある土地の利用について、法令の規定による制限がある場合、当該土地（以下「法令制限地」という。）の区域及び根拠法令。
- 三 事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合、当該処分に係る土地等（以下「許認可等に係る土地等」という。）の区域又は位置及び根拠法令。

2 受注者は、前項に規定する調査を行った後、速やかに現地において当該調査結果の確認を行うものとする。

(起業地位置図の作成)

第6条 受注者は、監督員の指示に基づき、起業地位置図を作成するものとする。

(起業地表示図及び事業計画表示図の作成)

第7条 受注者は、監督員の指示に基づき、起業地表示図及び事業計画表示図を作成するものとする。

(法4条地等表示図の作成)

第8条 受注者は、監督員の指示及び第5条の調査結果に基づき、法4条地等表示図、法令制限地表示図及び許認可等に係る土地等表示図を作成するものとする。

(法4条地等調書の作成)

第9条 受注者は、監督員の指示及び土地の実測平面図に基づき、法4条地等の面積、数量等を施設別、規模別等に算出し、法4条地等調書を作成するものとする。

(管理者の意見照会書（案）等の作成)

第10条 受注者は、起業地内にある法4条地等について、監督員の指示、法4条地等表示図及び法4条地等調書に基づき、各管理者ごとに法第18条第2項第4号の意見照会書（案）及び法4条地等表示図を作成するものとする。

(法令制限地に関する意見照会書（案）等の作成)

第11条 受注者は、起業地内にある法令制限地について、監督員の指示及び法令制限地表示図に基づき、各権限を有する行政機関ごとに法第18条第2項第5号の意見照会書（案）及び法令制限地表示図を作成するものとする。

(許認可等に関する意見照会書(案)当の作成)

第12条 受注者は、許認可等に係る土地等について、監督員の指示及び許認可等に係る土地等表示図に基づき、各行政機関ごとに法第18条第2項第6号の意見照会書(案)及び許認可等に係る土地等の区域又は位置を表示する図面を作成するものとする。

(関連事業に関する協議書(案)等の作成)

第13条 受注者は、事業が法第16条に規定する関連事業に係るものであるときは、当該関連事業について監督員の指示及び事業計画表示図に基づき、各管理者ごとに法第18条第2項第3号の協議書(案)及び関連事業を表示する図面を作成するものとする。